

事 務 連 絡
平成 23 年 5 月 9 日

(別 記) 衛生主管部 (局) 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

計画的避難区域等から出荷された家畜に由来する
食肉等の放射性物質の検査について (依頼)

計画的避難区域等において飼育された家畜の出荷については、平成 23 年 4 月 19 日事務連絡により情報提供したところですが、農林水産省の通知に基づき、福島県の家畜保健衛生所の職員等が、牛 1 頭毎 (牛以外の家畜については、群毎) に屋内飼育などの飼養管理状況の確認し記録されます。その記録に基づき、福島県が適切な飼養管理を確認した場合のみ、と畜のための搬出を行うこととされています。

また、福島県においては、市町村毎に初めて出荷される家畜群の複数頭の食肉を、緊急時モニタリングの対象としています。

今般、別添の出荷情報を農林水産省より入手したことから情報提供するとともに、これまでの検査結果を踏まえ、一部について検査実施について調整することとしているので、調整結果に基づき、放射性物質のモニタリング検査を実施されるようお願いします。

なお、検査機器の整備状況等の理由により、検査実施が困難な場合は、国において検査を受け入れることも可能であることを申し添えます。

貴管下の今後のと畜場への出荷情報についても、別途連絡する予定であるので、御承知おき願います。

(別 記)

福島県

茨城県

東京都

埼玉県

千葉県

神奈川県

新潟県

横浜市

さいたま市

宇都宮市

郡山市

金沢市